



はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒170-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

2021 年3月19日発行

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

CKD議連 透析患者の通院に公的支援の必要性決議が 国からの費用補助求める要望書を厚生労働省へ提出の予定

「患者と共に慢性腎臓病対策を推進する議員連盟（通称：CKD議連）」が、透析患者の通院に公的な費用補助の必要性を旨とする決議案をまとめました。同議連では、決議に基づく要望書を近く厚生労働省へ提出する見込みです。

2019年に発足したCKD議連では、透析患者の通院送迎と課題を主たるテーマとして取り扱ってきました。全国腎臓病協議会も度々馬場会長が参加し、透析患者にとって通院とは治療と一体の生命維持に直結する移動であり、患者会ではおよそ20年にわたり“患者が患者を送る”ボランティア通院送迎活動を展開してきたこと、近年では市町村行政や交通事業者との協働による患者移送に

特化したデマンド型交通システムの構築など新しい取り組みを行っていることなどを説明しました。また、高齢化により単身での移動が困難な患者が増加しており、今後より一層の通院支援が必要であることを強くうたえてきました。

これらの経緯を踏まえ、CKD議連では、自家用有償旅客運送によるボランティア通院送迎とデマンド型交通の応用による患者移送について、国土交通省と厚生労働省が協力して助成制度をつくることを求める方向で決議、要望書を作成する見通しです。決議内容・要望書の詳細は、公開され次第「はーと・なび」でお伝えいたします。

《トピックス》

要介護認定の有効期間 最長4年に 新年度から更新時の有効期限を延長

2月26日付の介護保険法施行規則改正により、要介護認定の更新時の有効期間がこれまでの上限3年から上限4年に延長することになりました。

有効期限上限延長は、今年4月1日から適用されます。有効期間延長の対象となるのは、要介護認定の更新時、二次判定において前回と同じ結果が出た方です。要支援

更新認定についても同様で、前回と同判定の方は有効期間上限が4年となります。

上限延長の主な理由を厚生労働省は現場の負担軽減としていますが、背景には要介護認定の申請件数の増加があるといわれています。高齢化により年々要介護認定の申請件数は増加しており、認定にかかる日数も長期化傾向にあります。増加する申請件数に対して、スムーズに認定を行える仕組みがまだ整備されていないのが現状です。

自動運転バスが定時運行化（茨城） 東京都・愛知県ではタクシーの実験

自動運転車の公道での実証実験が、全国で相次いでいます。

自動運転とは、運転者が行っている、認知、判断、操作（加速、操舵など）といった運転に必要な行為をシステム（機械）が行うもので、最終的には車両に運転者を必要としない走行をめざす技術です。現時点では技術面および法令等の関係上、完全な自動運転は実用化されていませんが、高齢化や公共交通の運転者不足に対する有効手段として注目されています。国土交通省も自動運転を推進したいと考えて、公共交通への導入を検討する自治体や事業者は少しずつ増えています。

茨城県境町は、昨年11月より自治体初となる自動運転バスの公道での定常運行を開始しました。2月には利用者からの要望を受け、バス停を6つ追加設置し、小学生の通学利用の実証を2度にわたり行いました。福井県永平寺町でも昨年12月から自動運転による自家用有償旅客運送の実証実験が行われており、3月下旬に本格運行が始まります。東京都新宿区、愛知県西尾市では自動運転タクシーの定期運行が実験的に行われました（ともに昨年12月に終了）。

自動運転技術がより向上すれば、やがてバス、タクシーをはじめ病院等による通院送迎にも本格的に導入される可能性もあります。安全面、使いやすさなど、高齢の透析患者が安心して利用できる技術開発が望まれます。

車椅子利用者用駐車施設について 利用マナー啓発キャンペーンの実施

国土交通省は、車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用を推進するため、利用マナーの啓発キャンペーンを来年度通年で実施すると発表しました。

車椅子利用者用駐車施設とは、車椅子利用

者など、車への乗降時に広い空間が必要な人のために用意されている幅の広い駐車スペースのことです。令和2年5月に成立した改正バリアフリー法では、その適正な利用の推進は国や自治体、国民の責務とされています。

キャンペーンは、車椅子利用者用駐車施設を必要な人が必要な時に利用できるよう、適切な利用についてのマナー啓発を中心に、パーキング・パーミット制度（車椅子利用者用駐車施設の利用対象者に利用証を交付する制度）の紹介などを行う予定とのことです。

【参考】車椅子利用者用駐車施設等の利用マナー啓発キャンペーンチラシ（PDF）：

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001389421.pdf>

《事務局より》

■活動状況報告書の提出についてお願い

通院送迎事業所の皆さまにはいつも通院介護支援事業「活動状況報告書」の提出にご協力いただきありがとうございます。まもなく年度末となりますので、本年度分の報告書について未提出のものがございます場合はなるべくお早めにご提出ください。

報告書用紙が必要な団体は全腎協事務局、送迎担当までお申し出ください。

■ボランティア運転講習会助成金について

ボランティア運転講習会費用助成金について、2020年度に受講した講習会費用への助成は、3月末日をもって締め切りとなります。期日を過ぎますと、助成金のお支払いができない場合があります。時間に余裕をもって行ってください。

なお、申請の際は必要書類の内容に誤りがないか今一度ご確認くださいませようお願いします。